

知的財産戦略本部
第4回 検証・評価・企画委員会

模倣品・海賊版対策の 現状と課題

平成29年4月4日

内閣府 知的財産戦略推進事務局

1. 総理御発言及び第1回～第3回までの主な御意見

平成29年2月10日 日米共同記者会見 安倍総理冒頭発言

- 急速に成長を遂げるアジア・太平洋地域において自由な貿易や投資を拡大する。…もちろんそれはフェアな形で行われなければなりません。…**知的財産へのフリーライドは許されてはなりません。**
- アジア・太平洋地域に自由かつルールに基づいた公正なマーケットを日米両国のリーダーシップの下でつくり上げていく。

(首相官邸HP : http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/statement/2017/0210usa.html)

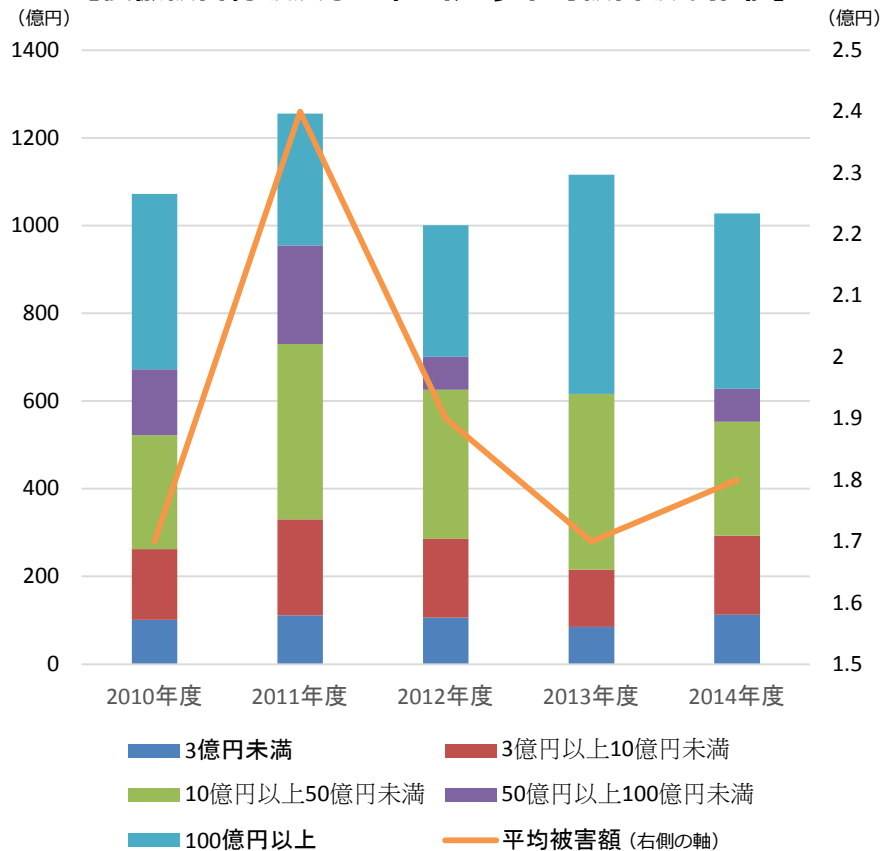
検証委における委員意見

- デジタル・ネットワーク時代の知財侵害対策は非常に重要。従来のパッケージの海賊版をストップすればいいような時代とは違って、デジタル・ネットワークで侵害が瞬く間に広がっていくということについての対応を、検討いただきたい。
- コンテンツの海外展開によるビジネスの拡大に伴って、模倣品、海賊版については、政府間協議や民間の取組みもあるが、継続的に撲滅に向けた活動をしていくべき。

2. 模倣品・海賊版の被害状況 (1)被害額・被害社数の推移

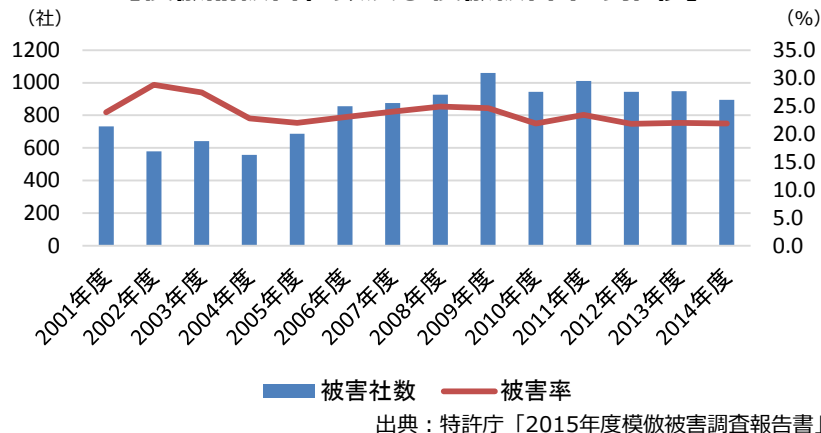
- 2016年4月18日付OECDプレスリリースによると、世界の模倣品・海賊版の流通総額は、2013年は総額で約4,600億ドル（約50兆円）で、世界貿易額の約2.5%に相当する。
- 日本においては、アンケート調査（※1）からみた推計では、模倣被害総額は1,028億円、模倣被害率（※2）は21.9%。前年度比で若干減少したが、横ばい傾向である。（※1 特許庁への出願件数の多い企業4,090社からの回答に基づく。したがって、「模倣被害」は主に物品に係る状況を反映したもの。※2 模倣被害率 = 模倣被害社数 / 総回答社数）
- 但し、国際商業会議所（ICC）の調査をみると、今後、模倣品・海賊版の規模は世界的に拡大することが見込まれる情勢である。

【模倣被害総額及び1社当たり平均被害額の推移】



出典：特許庁「2015年度模倣被害調査報告書」

【模倣品被害社数及び模倣被害率の推移】



出典：特許庁「2015年度模倣被害調査報告書」

【世界における模倣品・海賊版の今後の予測額】

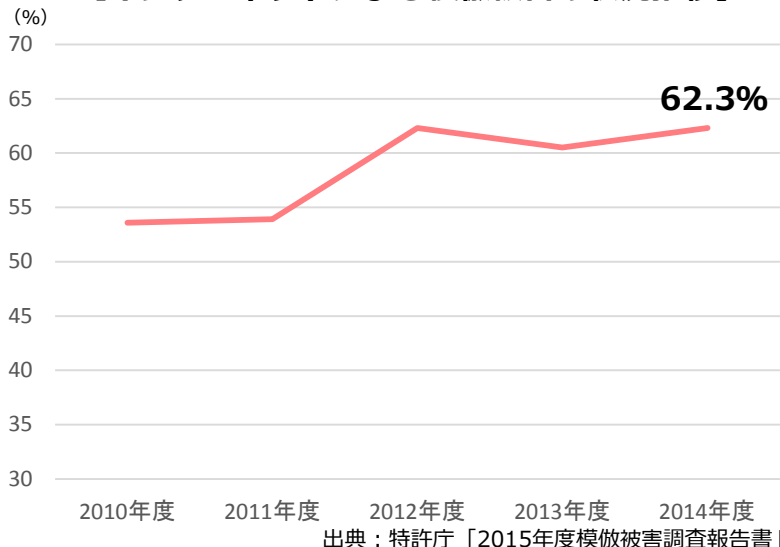
| 項目 | 2013年 | 予測額(2022年) |
|-------------------------|---------------------|-----------------------|
| 模倣品・海賊版の国際取引総額 | 4,610億ドル | 9,910億ドル |
| 模倣品・海賊版の国内生産・消費総額 | 2,490億ドル~4,560億ドル | 5,240億ドル~9,590億ドル |
| 映画、音楽及びソフトウェアのデジタル著作権侵害 | 2,130億ドル | 3,840億ドル~8,560億ドル |
| (内訳) 映画 | 1,600億ドル | 2,890億ドル~6,440億ドル |
| (内訳) 音楽 | 290億ドル | 530億ドル~1,170億ドル |
| (内訳) ソフトウェア | 240億ドル | 420億ドル~950億ドル |
| 模倣品・海賊版総額 | 9,230億ドル~1兆1,300億ドル | 1兆9,000億ドル~2兆8,100億ドル |

出典：ICC(BASCAP) and INTA「THE ECONOMIC IMPACTS OF COUNTERFEITING AND PIRACY」(2017年2月)

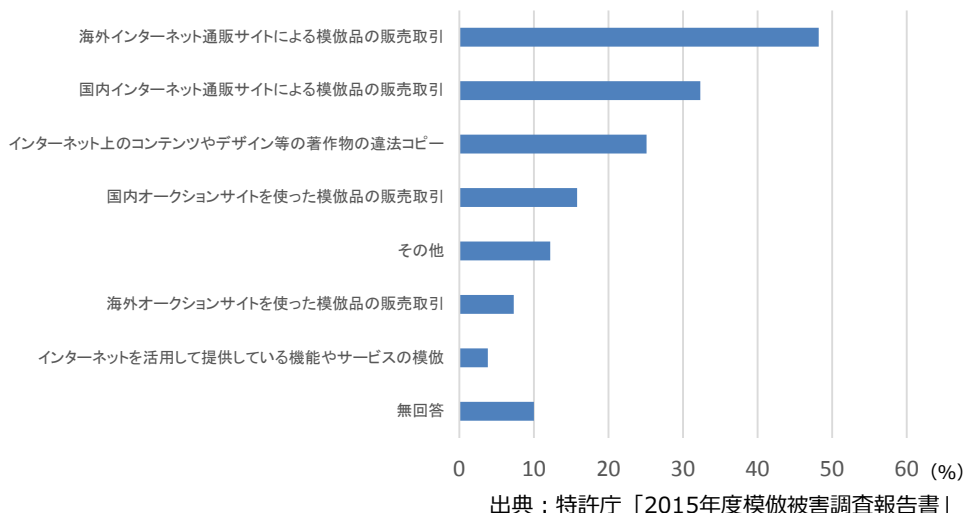
2. 模倣品・海賊版の被害状況 (2) インターネットによる被害状況等

- 模倣被害を受けた企業のうち、インターネット上で被害を受けた企業の割合は62.3%。インターネットによる被害は2012年度に急増しており、インターネット上の映画等の著作権侵害の実態にも鑑みると、増加傾向にあることが窺える。
- また、その被害内容やCODAの調査結果をみても、海外における被害状況が深刻である。

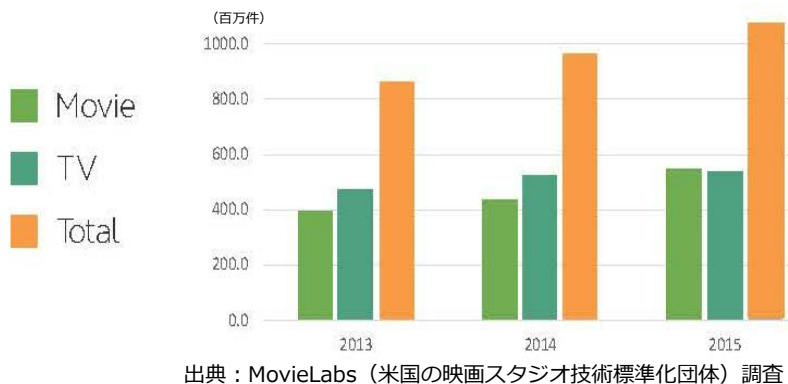
【インターネットによる模倣被害の状況推移】



【インターネット上での模倣被害の内容（複数回答）】



【日本におけるBitTorrent (P2Pファイル共有ソフト) での映画及びTV番組のダウンロード件数の推移】



＜日本コンテンツの海外における被害状況＞

日本コンテンツの映画・アニメ・放送・音楽・マンガの5ジャンルについて、2014年の海外における収入金額が1,234億円であるのに対し、海賊版による被害額は、2,888億円に上ると推計。(なお、売上金額ベースでは、3,994億円に対し、被害額の推計は9,348億円。)

(2015年度CODA調査)

3. 関係省庁における模倣品・海賊版に対する主な取組み

(1) 海外における主な取組み<正規版コンテンツの流通拡大と一体となった模倣品・海賊版対策>

| 知財計画2016記載概要 | 関係省庁における主な取組み |
|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>政府間協議や官民一体となった相手国政府への働き掛け</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・官民合同訪中団派遣の実施及び日中知的財産権ワーキング・グループ等の開催、海外政府関係者の日本招聘（経済産業省） ・日中著作権協議、日韓著作権協議の場で著作権侵害への対応を協議（文化庁） ・日中韓税関協力の枠組みにおいて、知財分野の協力の強化を確認（財務省） <div data-bbox="1275 278 1816 664" style="float: right;"> <p><中国で製造された模倣品・サービスの流出先の構成></p> <p>出典：特許庁「模倣被害調査報告書」（2015年度）</p> </div> |
| <p>海外での取締体制の支援促進のための人材育成</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・海外における知財保護セミナー（真贋判定セミナー等）の開催（経済産業省） ・侵害発生国・地域の取締機関職員等を対象とした真贋判定セミナーの実施（文化庁） ・途上国税関への水際取締りに係る技術協力を積極的に実施（財務省） |
| <p>現地における著作権法制面での権利執行強化支援</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ベトナム、ミャンマーの著作権法制担当政府職員等を対象とした訪日研修や現地セミナーを実施（文化庁） |
| <p>現地における普及・啓発活動の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・タイ、マレーシアにおいて一般消費者向け普及啓発イベント等を実施（文化庁） |
| <p>現地における知的財産権制度、被害実態等に関する調査の実施</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・知財専門家をジェトロ海外事務所等に配置し、現地法律事務所も活用した現地状況の実態調査・情報収集を実施（特許庁） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 配置地域（2016年12月現在）：中国、韓国、台湾、アセアン（タイ、シンガポール）、南アジア（インド）、中東（UAE）、欧州（ドイツ）、米国、ブラジル </div> ・マレーシアを対象に著作権侵害等に関する実態調査を実施（文化庁） |

3. 関係省庁における模倣品・海賊版に対する主な取組み

(2) 国内における主な取組み <国内における侵害対策と啓発活動の着実な実施>

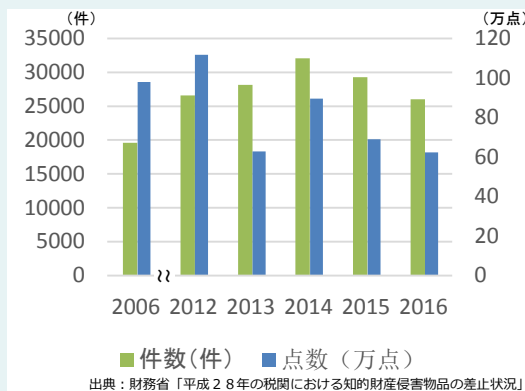
知財計画2016記載概要

関係省庁における主な取組み

- ・ 模倣品・海賊版の違法な国内流通に対する取締りの実施（警察庁）
- ・ 知的財産侵害物品の輸入差止めに向け、権利者との連携を一層強化した取締りを実施（財務省）

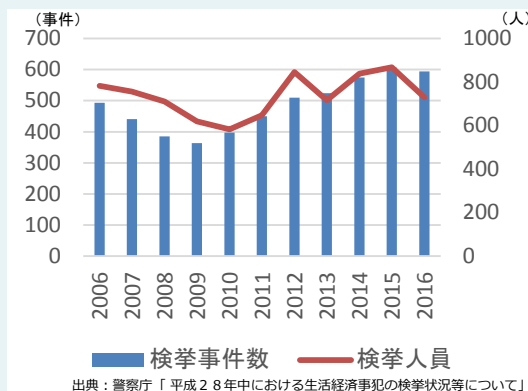
<知的財産侵害物品の輸入差止実績>

■ 2016年（平成28年）の税関における輸入差止件数は26,034件で引き続き高水準



<知的財産権侵害事犯の検挙状況の推移>

■ 警察による知的財産権侵害事犯の検挙事件数は近年増加傾向



国内取締り、水際取締りの強化

- ・ 模倣品・海賊版撲滅キャンペーンの実施（特許庁）

昨年度に続き、インターネットサイトを利用する消費者に焦点を絞り、キャンペーンを展開。模倣品の見分け方等、実践的知識を消費者に提供。さらには、一般消費者に模倣品問題の重要性を直接訴えるパネルディスカッション及びニセモノ展示会を開催。



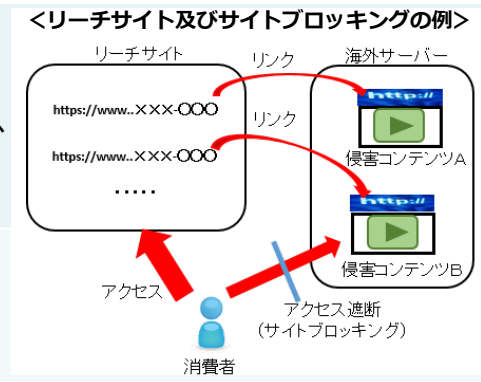
各省庁、関係機関が一体となった啓発活動の推進

- ・ 不正商品対策協議会主催「アジア知的財産権シンポジウム2016」への参加による広報啓発の実施（警察庁）
- ・ 模倣品販売に関する消費者トラブル等に関する情報発信・提供及び悪質な海外ウェブサイト一覧の公表（消費者庁）

3. 関係省庁における模倣品・海賊版に対する主な取組み

(3) インターネット上の知財侵害に対する主な取組み <デジタル・ネットワーク時代の知財侵害対策>

| 知財計画2016記載概要 | 関係省庁における主な取組み |
|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| リーチサイト対策に係る 具体的検討 | <ul style="list-style-type: none"> 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において、リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為の実態を整理するとともに、現行法との関係や課題について検討（文化庁） |
| 諸外国におけるサイトブロッキングの運用状況の把握 | <ul style="list-style-type: none"> 関係者等へのヒアリングを通じて得た情報を整理し、法的側面や世論の動向を見ながら引き続き検討（内閣府、関係府省） |
| オンライン広告対策に関する実態調査 | <ul style="list-style-type: none"> オンライン広告に関する効果的な対応策を検討すべく、広告関係団体等と協議（経済産業省） |
| 国境を跨いで構成される侵害行為における適切な知財保護の在り方の検討 | <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度産業財産権制度問題調査研究事業において、ネットワーク関連発明について、国境を跨ぐ侵害行為に対する現行法での保護の可能性を整理するとともに、我が国における特許権の適切な保護の在り方を検討（経済産業省） |
| プラットフォームとの連携促進 | <ul style="list-style-type: none"> 放送コンテンツのオンライン不正流通の実態及び対策に関する海外動向の調査研究を実施し、本調査研究を通じて放送局、プラットフォーム等の関係者による対応策の在り方について年度内を目途に検討（総務省） |
| インターネット上の著作権侵害への対応に関する実践的な権利者向けセミナーの実施 | <ul style="list-style-type: none"> インターネット上の著作権侵害対策ハンドブックを活用した権利者向けセミナーを実施（文化庁） |



4. 現状における課題と論点(案)

海外における対策の現状における課題と論点(案)

【中国対策】(模倣品・海賊版関係)

中国においては、模倣品製造技術の向上(いわゆるスーパーコピー)による侵害行為の巧妙化や模倣品の拠点が地方に移ってきている傾向が窺える。また、海賊版に関しては、本年2月に漫画配信による著作権侵害事件が中国で初めて刑事事件化された事例があったものの、違法コンテンツ配信サイトについて、運営者、サーバー、設定視聴可能地域がそれぞれ異なる国に所在している等、民間では対応困難な事例が発生している。

- 現在の政府の取組みとして、経済産業省及び国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)を主体とした官民合同訪中団の派遣や日中知的財産権ワーキンググループ(経済産業省)、日中警察協議(警察庁)、日中著作権協議(文化庁)、日中韓関税局長・長官会議(財務省)等、各省庁で中国政府への働き掛けを行っているが、今後もハイレベルでの政府間協議を継続するとともに、各省庁・各機関が連携して侵害の実態に即した対応を行うための体制の検討が必要。

【中東対策】(模倣品関係)

以前より、中東(フリーゾーン等)を経由地とした模倣品流通の巧妙化が指摘されているところ、昨年9月に日本政府とサウジ政府との間で模倣品対策に係る協力覚書を交換、同12月に官民で意見交換を実施。また、UAEに対しては、欧米各国と同様に、官民で継続的な働き掛けを行っており、昨年12月にはUAE反不正商品法が改正され、フリーゾーン内も模倣品の取締り対象となること、押収された模倣品の廃棄が明文化された。

- 以上の動きを踏まえ、中東に対しては、対策や執行の具体化を目指し、更なる働き掛けが必要。

国内における対策の現状における課題と論点(案)

【啓発活動の在り方】(模倣品・海賊版関係)

現在、特許庁において模倣品・海賊版撲滅キャンペーン、或いは、各省庁で国民への広報・啓発活動を行っているが、違法コンテンツ等のインターネット上の海賊版については、その視聴等により、一次的には国民(視聴者等)への不利益が生じないことから、更なる意識啓発が必要である。

- 「模倣品を買わない」という点と合わせて、「違法コンテンツ等のインターネット上の海賊版にアクセスしない」という点をも啓発していくことが課題。消費者保護と同時に、権利者保護の観点を含めた、国民全体への知財保護の啓発の在り方を検討(「容認しない」意識啓発の強化)。

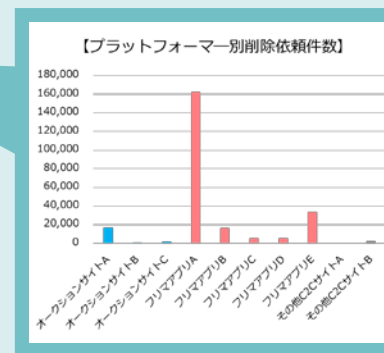
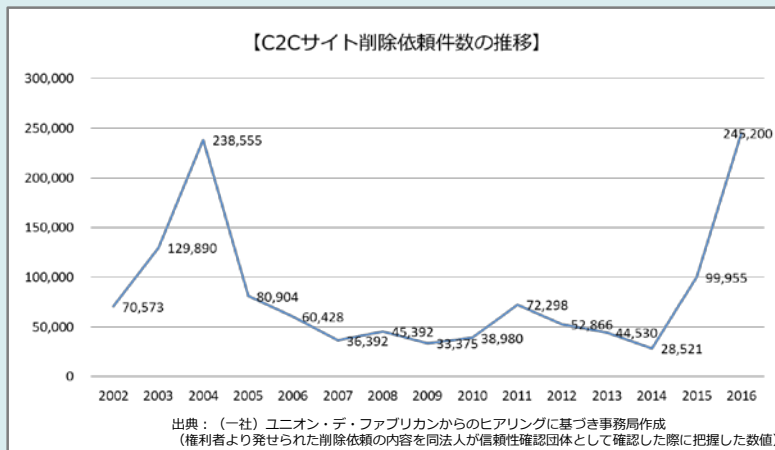
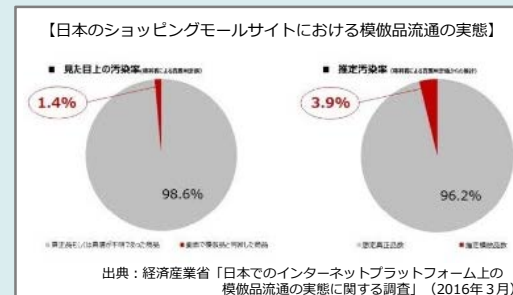
4. 現状における課題と論点(案)

インターネット上の知財侵害対策の現状における課題と論点(案)

【ECサイト等により流通する模倣品対策】(模倣品関係)

2015年度に経済産業省で実施した「日本でのインターネットプラットフォーム上の模倣品流通の実態に関する調査」においては、国内の主要なショッピングモール等の模倣品の汚染率は低い状況であったが、一定数流通している実態もあることが判明した。

また、近年、スマートフォン上でフリーマーケットのようにCtoCで売買ができるモバイルアプリ(いわゆる、「フリマアプリ」)による模倣品の流通が増加している。



- 権利者(団体)の取組みや、権利者(団体)及びフリマアプリを含むECプラットフォーム等との連携による取組みを後押しする方策の検討(国内外への取組の発信、フリマアプリを含むECプラットフォームへの啓発・働き掛け等)

【違法コンテンツ対策】(海賊版関係)

違法コンテンツに対する対策は、権利者(団体)による自主的な取組み(外部対策業者に委託する場合を含む)、CODA(コンテンツ海外流通促進機構)による取組み、或いは、警察による取締りなどがあるが、違法コンテンツは急速かつ世界的に、そして、複雑かつ巧妙に拡散することに鑑みると、政府による支援は不可欠である。

- 海外動画投稿サイトへの違法コンテンツの削除要請、広告出稿抑止対策、リーチサイト対策等について、実施に向けた検討を含めた、対策の一層の強化が必要。

(参考) 諸外国におけるサイトブロッキングの運用状況

導入国

2017年4月現在、世界42カ国で導入されている。

イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、オランダ、スウェーデン、ロシア、メキシコ、韓国、インド、マレーシア、インドネシア、タイ、シンガポール、イスラエル、オーストラリア等



主な運用状況

イギリス

- 根拠法 イギリス著作権法 第97条のA [サービス提供者に対する差止命令]

（高等裁判所（スコットランドにおいては民事控訴院）は、サービス提供者が、そのサービスを著作権を侵害するために使用する他の者のことを現実に知っている場合には、そのサービス提供者に対して差止命令を与える権限を有する。）

⇒ 150以上の著作権侵害サイトを遮断。

EU情報社会指令第8条第3項を反映したもの。
EUにおいては、同様に対応している国が多い。

ドイツ

- 根拠法なし

2015年にドイツ連邦最高裁（BGH）において、ドイツ民法823条、1004条に基づく間接侵害（stöorerhaftung）の概念を適用し、侵害サイトへのアクセスを無効とする救済措置の有効性を認容。

⇒ この解釈により、イギリスと同様の対応が可能に。（現時点で適用事例なし）

オーストラリア

- 根拠法 オーストラリア著作権法 第115A条 [オーストラリア以外のオンライン・ロケーションへのアクセスを提供するサービス提供者に対する差止命令]

（差止命令は、サービス提供者が、そのオンライン・ロケーションに対するアクセスを無効にし、適切な措置をとるよう要求するものである。）

⇒ 2016年12月にオーストラリアで最初のサイトブロッキング命令がなされた。

その他主なもの

- ▶ シンガポール： 昨年2月に裁判所による遮断命令がなされた。
- ▶ 韓国： 2016年12月までに312の著作権侵害サイトを遮断。
- ▶ インドネシア： 2016年12月までに85の著作権侵害サイトを遮断。
- ▶ マレーシア： 2016年12月までに73の著作権侵害サイトを遮断。
- ▶ イタリア： 2016年12月までに100以上の著作権侵害サイトを遮断。
- ▶ ポルトガル： 2016年12月までに100以上の著作権侵害サイトを遮断。

（アメリカ： サイトブロッキングは導入していないが、IP推進法の下で、ドメインの没収差押えを行う形で対処。）